岡山市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

平成18年12月27日市 条 例 第 7 8 号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の17の規定により、翌年度以降にわたって締結することができる契約(以下「長期継続契約」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約の対象)

- 第2条 長期継続契約を締結することができる契約は,次のとおりとする。
 - (1) 事務機器等物品の借入れに係る契約
 - (2) 庁舎等の設備保守に係る契約その他の翌年度以降にわたり経常的かつ継続的に役務の提供を受ける必要があると認められる契約

(長期継続契約の契約期間)

第3条 長期継続契約の締結に当たっては,契約の内容に応じて,適切な契約期間を設定 しなければならない。

(委任)

第4条 この条例の施行について必要な事項は,市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次項の規定は、平成19年1月22日 から施行する。
- 2 建部町及び瀬戸町の編入の日前に編入前の長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成18年建部町条例第23号)及び編入前の長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年瀬戸町条例第41号)の規定に基づき締結された契約については、この条例の相当規定により締結された契約とみなす。